

瀬戸市立図書館敷地キッチンカー等出店募集要項

1 目的及び事業概要

瀬戸市立図書館利活用計画に基づき、「大人がゆっくり楽しめる。子どもも一緒に楽しめる。」図書館を目指し利用者の利便性向上を図るため、瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）の敷地の一部を活用したキッチンカー等（「キッチンカー又は屋台テント」をいう。）出店者を募集するもの。

なお、図書館の敷地の使用に当たっては屋外において天候等に左右されずに出店を行うことが可能と見込まれるキッチンカー等に限定するものとし、瀬戸市都市公園条例及び同施行規則に基づき利用するものとする。

2 事業内容

方法

(1) 出店事業者は、図書館の敷地の一部スペース（図書館指定の場所）を利用し、キッチンカー等による対面式の販売により飲食物を提供する。

(2) 場所

瀬戸市東松山町1番地の2 図書館の敷地の一部スペース（図書館指定の場所）

(3) 1事業者当たりの利用可能面積

1区画 約15㎡（奥行3m×幅5m）

最大2区画まで

(4) 期間

図書館開館日で、事業者の希望に基づき利用可能日及び時間を割り当てる。

(5) 利用可能日等

ア 利用可能日

毎月第4水曜日の館内整理日、12月28日から1月4日までの年末年始及び特別整理休館日を除く日とする。ただし、図書館利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には貸出しを不可とする。

イ 時間

次のうちの必要な時間とする。

(ア) 8時30分から12時30分まで（搬入及び搬出を含む）

(イ) 12時30分から17時まで（搬入及び搬出を含む）

ただし、図書館利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には貸出時間を変更する。

ウ 資材

出店に必要な資材等は全て事業者にて用意すること。また、図書館の設備に毀損、汚損等を及ぼす可能性のある資材を使用する場合は、事前に図書館に確認をすること。

(6) 販売に当たっての注意

ア 販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売を禁止するもの

アルコール類、その他市が適当でないとするもの。

ウ 食中毒予防策及び感染予防策の実施

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、出店前の体調チェック（体温測定など）を行い、発熱等体調不良の場合は出店を控えること。

エ 清掃等の実施

- (ア) 貸出場所の清掃は出店者が実施する。
- (イ) ごみ等の廃棄物については出店者がゴミ箱を設置することで回収し、処分する。
- (ウ) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は出店者の責任において実施し、図書館は一切の責任を負わない。

オ その他

- (ア) 貸出場所及び周辺の整理整頓と清潔の保持に努めること。
- (イ) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (ウ) 来館者の往来の妨げにならないよう、十分配慮すること。
- (エ) 過度な客引き等を行わないこと。
- (オ) 政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないこと。
- (カ) 図書館の設備（水道、電気等）の使用、貸与等は認めない。出店者各自で出店に関わるものは全て用意すること。
- (キ) 図書館利用者の迷惑とならないよう、音響整備や拡声器等は使用せず、騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。
- (ク) 出店者は貸出時間内に、出店者の負担において貸出場所を原状に回復すること。
- (ケ) 貸出場所を図書館が使用する必要が生じた場合やその他の理由により、貸出許可の取消又は変更をした場合において、それにより発生した損害に対する補償は行わない。
- (コ) 貸出場所での事故防止は出店者の責任のもと策を講じること。
- (ク) 出店により発生した問題については、事業者の責任と負担において対処すること。
- (シ) 出店に際しての車両の駐車については、希望に応じて1台分のみ図書館駐車場の利用を認める。なお、駐車場所は図書館指定の場所とする。

3 出店者の資格

出店を予定する内容に係る事業を現に営んでいる事業者で次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (2) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者であること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

4 手続きについて

(1) 方法

窓口、郵送又はメールにて出店希望日の原則10営業日前まで(必着)に次の書類を提出すること。なお、出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

※ 事前に出店スペースの確認を行っていただく必要があります。初回申請時には図書館事務室までお越しくださいようお願いいたします。

- ア 都市公園内行為許可申請書(申請事項記載のもの)
- イ 実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等
- ウ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- エ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- オ 車検証(キッチンカー等、専用販売車)の写し
- カ 販売車(キッチンカー等、専用販売車の開店状態)、販売形態(テント等)がわかる写真画像

※ 写真画像に、回転時の最大幅・最大長さ・最大高さを記入してください。

※ ナンバープレートが確認できる写真としてください。

(2) 受付期間

令和5年2月17日(金)から

(3) 提出先

事前に出店スペースの確認をしていただいた上での申請をお願いしています。初回申請時は必ず図書館休館日を除く、平日の月曜日から金曜日までの9時から17時までに図書館事務室までお越しください。

- ア 窓口、郵送
瀬戸市立図書館 (瀬戸市東松山町1番地の2)

- イ メール
toshokan@city.seto.lg.jp

(4) その他

- ア 提出された書類の返却には応じない。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- ウ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める。

5 出店許可の決定

- (1) 原則、申請の先着順とする。ただし、広く出店機会の提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点から必要な範囲での調整を行う。
- (2) 出店日の前までに事業者へ通知する。
- (3) 出店当日は送付された許可書を図書館へ提示すること。

6 費用

(1) 徴収額

出店に係る費用は1区画当たり、使用料として次の額とする。

8時30分から12時30分まで	1, 100円
12時30分から17時まで	1, 100円

(2) 支払方法

納付書払いとし、出店日当日までに支払うこと。また、支払いを証明するため、出店日当日に図書館に領収証書を提示すること。

7 その他

- (1) 出店許可決定後又は出店中に、図書館利用者等との間で看過できない問題等が生じ、出店を認められないと判断した場合には、市長は許可の決定を取り消す。
- (2) 出店する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁ずる。
- (3) 強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合及びその他当事業の実施が不適切であると考えられる場合、出店の中止を命ずる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、市からの補償は一切行わない。
- (4) 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

8 問い合わせ先

瀬戸市立図書館 担当：幸村
電話：(0561)82-2262 (直通)
e-mail：toshokan@city.seto.lg.jp